

JA 高知県の男女の賃金差異に関する実績

| | |
|-------------|--------------|
| 全労働者 | 81.5% |
| うち正規雇用労働者 | 92.1% |
| うち非正規雇用労働者 | 84.0% |

(注釈・説明)

対象期間 : 令和4事業年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

非正規雇用労働者 : 限定一般職員、嘱託職員、契約職員、パートタイム職員

(パートタイム職員は0.7人役で換算)

男女の賃金の差異の要因として考え得る事象

- ・正規雇用労働者について、年齢給・職能給に男女の差異はないが、性別に占める管理職の人数割合が男性に比べて女性割合が低いことや、育児休職および育児短時間勤務の制度を利用する職員は男性よりも女性が多いことなどが挙げられる。
- ・非正規雇用労働者について、特殊作業を担うのは女性よりも男性が多く、事務作業を担う非正規雇用職員より基本給や手当を高く設定している場合がある。また、通常の労働者と比べて所定労働時間が短い時間、もしくは所定労働日数が少ない日数で働くパートタイム職員の割合が、男性に比べて女性が多いことが挙げられる。